

令和6年8月9日

大分労働局長
佐藤 広道 殿

大分地方最低賃金審議会
会長 井田 雅貴

大分県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月4日付け大分労発基 0704 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、当審議会として、以下のとおり政府に対して要望する。

1．最低賃金維持が厳しい企業に対する支援強化

現在、中小企業の生産性向上を図る支援策として「業務改善助成金」や「ものづくり補助金」などの制度があるが、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が更に活用しやすくなるよう支援の拡充を図ること。

2．価格転嫁しやすい環境整備の更なる強化

原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して、最低賃金引上げの影響を受けやすい小規模・零細企業ほど価格転嫁ができていない企業が多い。特に人件費増加に伴う価格転嫁や一般消費者に対する意識の浸透など対策を徹底し、賃上げの原資確保につなげる取組を継続的に実施すること。

大 分 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
大分県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 954円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月5日